

日行連発第 50 号  
令和 2 年 4 月 13 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
中央研修所  
所長 関口 隆夫  
申請取次行政書士管理委員会  
委員長 西川 剛史

令和 2 年 4 月 17 日仙台開催・申請取次実務研修会（更新）の中止に伴い  
同年 6 月又は 7 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）

日頃より、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「令和 2 年 4 月 17 日仙台開催・申請取次実務研修会（更新）の中止に伴い同年 4 月又は 5 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について」は、出入国在留管理庁へ要望（別添②参照）および回答（別添③参照）を経て、令和 2 年 4 月 2 日付・日行連発第 8 号にてお願いしたところですが、今般、当該措置を踏まえ、同年 6 月又は 7 月末日にそれぞれ有効期限を迎える会員への更新措置についても、出入国在留管理庁と協議した結果、下記のとおり同様の取扱いとさせていただくことといたしましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですがご対応のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 対象者 令和 2 年 6 月又は 7 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員
2. 措置内容 更新届出時に実務研修会の修了証（写し）の添付を免除します。その代替として、「後日に実施される実務研修会（6 月 8 日（月）東京、8 月 21 日（金）名古屋、10 月 2 日（金）札幌）を受講後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証（写し）を提出する」旨の、別添①「理由書」の提出を求めることといたします。
3. ご対応 本措置に基づく申請に対し、所管の地方出入国在留管理局へ届出いただくようお願いいたします。
4. 留意事項とお願い
  - ・本措置に係る会員向けのご案内は日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」に掲載します。
  - ・6 月又は 7 月末日の有効期限以降、新たな届出済証明書の交付を受けるまで、地方出入国在留管理局への申請等はできませんので、ご留意ください。
  - ・誠にお手数ですが、該当会員からの提出書類中、別添「理由書」について、各月末までの到着分を、本会宛てに PDF ファイルにてご提供いただきますよう併せてお願い申し上げます。
  - ・受付処理については、通常、有効期限の 1～2 か月前までに更新届出書類の提出を求めている場合でも、可能な限り柔軟な対応をお願いいたします。

【別添】①理由書

- ②【令和 2 年・3 月 26 日付・日行連発第 1669 号】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止したことに伴い有効期限を迎える届出済証明書の更新措置について（要望）〈写し〉
- ③【令和 2 年 3 月 31 日付・入管庁管第 1566 号】「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止したことに伴い有効期限を迎える届出済証明書の更新措置について（回答）」〈写し〉

以 上